

議員発議案第2号

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法は令和3年度に施行され、小学校の学級編制標準は令和7年度までに段階的に35人へ引き下げられた。また、中学校については令和8年度から3年かけて段階的に引き下げる方針となっており、今後は、高等学校においても35人学級の早期実施など少人数学級の検討が求められる。

学校では、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地域の実情に応じた教育施策を実現できる教職員定数改善が求められている。

また、教員の安定確保を目的とした義務教育費国庫負担制度であるが、平成18年度から国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられている。自治体が安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには財源保障をはじめとする条件整備は不可欠である。

よって、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 高等学校での35人学級について検討すること。
- 2 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 3 新規採用の持続的な確保に加え、定年引上げ期間中にも教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 4 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 総 財 文 内	議 議 閣	院 院 総 務 科 官	議 議 大 大 長	長 長 臣 臣 臣 官	額 関 石 村 加 あ 林	賀 口 破 上 藤 べ	福 昌 誠 勝 俊 芳	志 郎 一 茂 郎 信 子 正	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---------------------------------	-------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------